

枚方市教育委員会 協議会会議録

令和7年（2025年）2月7日

枚 方 市 教 育 委 員 会

令和 7 年枚方市教育委員会協議会 会議録					
開会	令和 7 年 2 月 7 日午前 10 時 12 分		閉会	令和 7 年 2 月 7 日午前 10 時 54 分	
案 件					
1	枚方市学校整備計画（第 2 期実施計画）について				
2	枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業の事業者の選定について				
3	いじめ対策の取り組みについて				
4	枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案）について				
5	叙勲について				
6	中学校部活動地域展開に係る令和 7 年度の試行実施について				
構成員	教 育 長	谷 元 紀 之	構成員	教 育 委 員	中西 悠子
	教 育 委 員	近藤 孝		教 育 委 員	大 中 智 恵
説明員	理 事	乾 口 里 美	説明員	公立保育幼稚園課長	中 道 直 岐
	副 教 育 長	岩谷 誠		施 設 計 画 課 長	森 清 太 郎
	総 合 教 育 部 長	今 市 将 和		教 育 政 策 課 長	笠 井 二 朗
	学 校 教 育 部 長	新保 喜和		放 課 後 子 ど も 課 長	交久瀬 有里
	都 市 整 備 部 次 長	新 田 一 嘉		児 童 生 徒 課 長	倉 田 仁 司
	総 合 教 育 部 次 長	大西 佳則		教 職 員 課 長	高 山 和 子
	学 校 教 育 部 次 長	河 田 典 子		教 育 指 導 課 長	吉 川 茂 樹
	学 校 教 育 部 次 長	井手内 太吾		学 校 支 援 課 主 幹 （教育支援専門官）	木 村 聡

	都市整備部副参事 (施設整備担当)	津熊 聖博	記 録	教 育 政 策 課 課 長 代 理	高 松 健 大
	学校教育部副参事 (学校総合支援担当)	中 野 雅 央	傍聴の人数		1 人

○谷元教育長 教育委員会協議会を開会いたします。

事務局からの報告案件ですが、案件1、「枚方市学校整備計画（第2期実施計画）について」、説明をお願いします。森施設計画課長。

○森施設計画課長 それでは、「枚方市学校整備計画（第2期実施計画）について」ご説明させていただきます。

協議会資料の5ページをお願いいたします。まず「1. 政策等の背景・目的及び効果」ですが、学校施設の整備につきましては、「枚方市学校整備計画」に基づき、計画的な整備や保全の取り組みを進めているところです。現在、第2期実施計画の策定作業を進めており、昨年12月に実施した各学校への意見聴取の結果及び「第2期実施計画（案）」について報告するものです。

次ページ、6ページをお願いいたします。「2. 意見聴取の結果について」ですが、(1)実施時期及び(2)調査方法については、記載のとおりでございます。(3)意見聴取の内容ですが、①実施計画に関する意見は4件ございまして、表の2では、渡り廊下でつながっていない棟では、エレベーターの設置校でも、全ての教室に移動できないことを明記しておくべきとの意見があり、その対応につきましては、後ほどご説明させていただきます。また、表の3では、DX化の進展や教室の使い方などが変化しており、柔軟な対応が必要であるとの意見につきましては、第2期実施計画においては、多様な学習環境に対応するための内装改修、大規模な改修を行う際には時代に沿った改修内容を検討する考えでございます。

次ページ、7ページをお願いいたします。②関連計画では、留守家庭児童会室や学校給食施設などの関連計画に係る意見が16件あり、それぞれ個別の計画や方針策定を予定されていることから、実施計画と整合・連携を図りながら取り組む考えでございます。また、③として、過年度に実施したトイレ改修などの感想や修繕等の要望が52件ありました。

次ページ、8ページをお願いいたします。(4)実施計画に反映した内容でございますが、先ほどのエレベーターの設置校でも、全ての教室には移動できないことを明記しておくべきとの意見につきましては、実施計画に示す整備率は「文科省の調査基準によるもの」を注釈として付け加えます。また、今年度の決算見込額や禁野小学校整備事業のインフレスライドによる事業費などにつきまして、計画の素案から更新を行っております。

次に、「3. 実施時期等」ですが、本協議会にご報告させていただいた後、3月の定例会を経て、計画の策定を行い、令和7年度より施行する予定でございます。

「4. 総合計画等における根拠・位置づけ」、次ページ、9ページの「5. 事業費・財源及びコスト」については記載のとおりでございます。「6. その他」ですが、資料1に意見聴取した際の計画（素案）の概要版、資料2に「第2期実施計画（案）」を添付しております。

本案件の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○谷元教育長 この件についてご意見・御質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので、本件については、説明の聴取程度にとどめます。

続きまして案件2、「枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業の事業者の選定について」説明をお願いします。森施設計画課長。

○森施設計画課長 それでは、ご説明させていただきます。

協議会資料の 41 ページをお願いいたします。まず「1. 政策等の背景・目的及び効果」ですが、小中学校における教室等の空調設備の更新に当たり、事業手法をDBO方式とした総合評価一般競争入札により事業者の選定を進めてきたところでございます。このたび事業者選定審査会より、落札候補者の答申を受けたことから、選定の結果等についてご報告させていただくものです。

42 ページをお願いいたします。「2. 内容」ですが、（1）事業期間及び（2）事業者選定の概況の①の選定審査会については、記載のとおりでございます。

次に「②選定の概要」につきましては、応募者からの提案書を落札者決定基準に基づき、要求水準を満たすことを確認した上で、技術評価と入札価格の総合評価を行いました。

43 ページをお願いいたします。これまでの経過ですが、昨年7月の第1回選定審査会において、落札者決定基準等について内容を決定いただいた後に公募を開始し、参加表明を3グループの応募がありましたが、11月6日からの提案書受付期間中に1グループが辞退されましたので、提案書の提出は2グループとなりました。11月25日の開札結果においては、この2グループが入札したのですが、1グループの入札価格が予定価格を超過となったため、その後1月6日の第2回選定審査会では、適正範囲内で入札した1グループの提案について審査を行っていただきました。同日付で選定審査会より落札候補者の答申を受け、1月10日に落札者を決定しました。

次に、「③評価方法」でございますが、落札者決定基準により、技術提案と入札価格をそれぞれ点数化して合算する総合評価方式で行いました。なお、技術評価・価格評価ともに500点となっており、合計1,000点で評価を行っております。

次ページ、44 ページをお願いいたします。「④選定審査会での主な意見」でございますが、本事業の実施に当たり、応募者が掲げた4つの基本方針に基づく提案内容を総合的に評価いただいております。例えば、24時間365日対応の定期保守を実施することによるリスクへの対応や工事遅延リスクの低減の提案、資材の購入は、原則市内に事業所を置く企業から行う提案などです。また、問合せ窓口を一元化することで、情報の行き違いや抜け漏れをなくすことや、24時間365日稼働する遠隔監視システムにより、故障の早期発見や効率的な運用を行う提案についても高く評価されております。これらの提案については、選定審査会において適正と判断していただきました。

次に、「⑤落札候補者」でございますが、審査結果により、枚方三究共同事業体（代表企業株式会社三機サービス）を落札候補者に選定する旨の答申が提出されました。なお、評価点の内訳は記載のとおりでございます。

45 ページをお願いいたします。「3. 実施時期等」についてですが、本協議会に報告した後、建設環境委員協議会へ同内容を報告し、3月定例会議会へ事業請負契約の議案を提出いたします。なお、更新工事につきましては、令和7年度から令和9年度までの3か年で段階的に設置いたします。その後、空調設備の維持管理、計測は令和25年3月まで行います。

「4. 総合計画等における根拠・位置づけ」、「5. 関係法令・条例等」、次ページの「6. 事業費・財源及びコスト」については記載のとおりでございます。

46 ページをお願いいたします。「7. 参考資料」でございますが、参考資料①に評価結果を、参考資料②に審査結果報告書を添付しております。

案件の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○谷元教育長 この件についてご意見・ご質問等はございませんか。よろしいですか。

ご質問等がないようですので、本件については、説明の聴取程度にとどめます。

続きまして案件3、「いじめ対策の取り組みについて」説明をお願いします。倉田児童生徒課長。

○倉田児童生徒課長 「いじめ対策の取り組みについて」ご説明いたします。

協議会資料 52 ページをご覧ください。まず、「1. 政策等の背景・目的及び効果」ですが、本市では、いじめを市全体の問題として捉え、市長部局と教育委員会の連携を強化し、いじめの未然防止、早期発見、対処、対策に力を入れていじめ防止対策に取り組んでおり、今般、いじめ防止対策推進法に基づき、本市におけるいじめ対策に係る第三者委員会等の組織を新たに制定する条例に集約し、総合的かつ一体的ないじめ防止対策の推進を図るものです。

53 ページの「2. 内容」をご覧ください。上にありますグラフは、それぞれいじめ認知件数といじめ重大事態発生件数を表しています。件数が年々増加しているのは、教職員へ研修等はいじめの定義を浸透させ、いじめ見逃しゼロをめざしている結果でございます。認知したいじめにつきましては、学校から教育委員会へ毎月報告させ、そのほとんどが適切に解消に向かっております。また重大事態となってしまったケースにつきましても、第三者も参画し、適切に調査をし、再発防止策をまとめています。

54 ページ目の表ですが、こちらは昨年度、人権政策課に新たに設置された、いじめ対策担当係において相談を受け付けた件数となります。相談の形態は、手紙による相談が多く寄せられており、学期ごとに配付している取り組みの効果が現れていると考えています。事案に応じて教育委員会や学校と連携するほか、相談者の希望により学校での面談等も行っております。

次のページ、55 ページをご覧ください。令和5年度から人権政策課、児童生徒課にそれぞれいじめ対応専門の人員を配置し、体制の充実を図るとともに、市長部局と教育委員会とで月1回の会議を開催し、連携強化を図りました。また、教職員への研修の実施などに取り組むのはもちろんのこと、特に、そもそもいじめを生まないために、学校が安全・安心な居場所になるための「魅力ある学校づくり」と「分かりやすい授業づくり」の工夫、いわゆる発達支持的生徒指導の取り組みに力を入れています。またアプリ「ぼーち」や、スクールカウンセラーを活用し、子どものSOSを受け止める、いじめの早期発見の取り組みも進めています。

「(2) いじめ対策の組織体制の整理」といたしましては、いじめ対策については、先ほどの取り組みなど、これまでから法の趣旨を踏まえ、いじめを市全体の問題として捉え、各関係機関等が相互に連携し、実効性のある対策を推進しているところですが、いじめ防止対策推進法に基づく組織を同一条例に集約し、各組織がそれぞれの役割の下連携強化を図り、総合的かつ一体的に対策を実行していくための体制を構築しようとするものです。

56 ページをご覧ください。こちらの表ですが、①いじめの組織及び役割ですが、現在の体制は、次の 57 のページにあります、②いじめ組織体制図に記載のとおりですが、「いじめ問題対

策連絡協議会」が今回新たに条例で整理する会議体となります。

56 ページの表にお戻りください。一番上の欄に記載の「いじめ問題対策連絡協議会」は、現行、教育委員会において要項設置しておりますところを、市長部局の所管としまして、いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項に基づく協議会として、人権・地域福祉に関する団体の方を構成員に加え、連携体制の強化を図った上で設置いたします。役割としましては、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携強化の推進に関し、必要な事項を協議するとともに、相互の連絡調整を図ることとします。あわせて、協議会の下にあります、教育委員会の附属機関「学校いじめ対策審議会」をいじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項に基づくものとして整理するものです。表の下段に記載のいじめ重大事態が生じた際に調査審議する「学校いじめ重大事態調査委員会」、「いじめ問題再調査委員会」につきましては、これまで別々の条例で規定しておりましたものを同一条例に一本化を図るもので、各委員会の文言等の整理を行うものの、役割や根拠に変更はございません。

次に、58 ページをご覧ください。具体的ないじめ防止対策の検討フローを 58 ページにまとめておりまして、ピンクの枠内に示されていますように、通常は学校、教育委員会、市長部局が連携していじめ対応を行い、重大事態となった際には、枠の左側に記載の委員会にて調査を行い、対応を検討していきます。様々な対応を行った取り組みの実績をその下の枠、庁内委員会に報告し、課題整理と対応策の検討を行い、具体策につなげていきます。こうした取り組みを最下段の「いじめ対策連絡協議会」に報告し、各関係機関や団体と情報共有を図り、それぞれが対応できる内容を検討していくことになります。そうして連絡協議会で連携強化を図り、協議された内容を基に、市や教育委員会の対応策を庁内委員会で具体化を図り実行していく流れとなっています。また、いじめ対策の検討におきましては、必要に応じ、学校いじめ対策審議会に諮問、または意見聴取を行い、専門的見地からいただいた答申や助言を踏まえて対応策を検討することとなります。

59 ページをご覧ください。「3. 実施時期等」ですが、本件を総務及び教育子育て委員協議会に報告した後、3 月定例会に組織の設置条例を提出し、可決後、4 月から条例に基づいていじめ防止対策を推進してまいります。

60 ページにかけましての「4. 総合計画等における根拠・位置づけ」、「5. 関係条例・法令等」は記載のとおりです。「6. 事業費・財源及びコスト」につきましては、それぞれの会議の開催に必要な報酬、報償金を令和 7 年度当初予算で計上予定です。

いじめ対策の取り組みについての説明は以上となります。

○谷元教育長 この件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

近藤委員。

○近藤委員 それでは、質問させていただきます。令和 5 年度につきましては 4,000 件を超える認知件数がございますが、どの程度解消できているのか教えていただきたいのと、また、今年度の認知件数と重大事案の件数を教えてください。

○谷元教育長 倉田児童生徒課長。

○倉田児童生徒課長 いじめの解消の定義については、「いじめに係る行為がやんでいる状態が相

当の期間、少なくとも3か月を目安として継続していること」及び「いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと」で、令和5年度の解消率は小学校で99.8%、中学校では98.7%となっています。令和5年度の認知件数や解消率は過去最高の数値となっております。

今年度のいじめ認知件数は、2学期末時点で小学校2,589件、中学校779件で、昨年度の2学期末時点と同数程度の状況です。いじめ重大事態件数は現在までで小学校6件、中学校が3件です。

○谷元教育長 近藤委員。

○近藤委員 小学校、中学校における解消率が非常に高いということは確認させていただきました。ありがとうございます。

もう一点、いじめの認知件数につきましては、毎年度増加傾向に比べると、今年度末は昨年度末と比較して、これまでのような増加傾向にはならないのではないかと考えています。どのように分析されているか、またいじめを見逃さずに認知していくことはすばらしいことだと思いますけれども、認知したいじめが解消につながるよう、どのような取り組みをしておられるのか教えてください。

○谷元教育長 倉田児童生徒課長。

○倉田児童生徒課長 昨年度の2学期末時点でのいじめ認知件数の増加と比較して、今年度は昨年度と大きな変化は見られませんが、全国のいじめ認知率と比較しましては、本市のいじめ認知率は高い状況です。

いじめの取り組みとしては、まず小中学校に毎月いじめ状況調査の報告を求めています。いじめ状況調査には、いじめの発生時期、学校の認知時期、いじめ認知の経緯やいじめの概要等が記載されており、これらのチェックを行い、気になる事案等があれば学校へ連絡し、状況を把握しています。そして事案によっては、市教育委員会のスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、弁護士等の専門家から意見を聞き、幅広い視点でいじめ対応の検討をすることができているため、指導主事による学校訪問等の指導・助言にとても役立っております。さらに、管理職や生徒指導主事・生徒指導担当者へのいじめ対応研修、校長会や教頭会でのいじめ対応についての指示伝達、学校ごとの校内研修を実施しています。小学校のいじめの認知の経緯で、「教員の気づき」が昨年度2学期末時点で70件だったことに対して、今年度2学期末時点では231件だったことや、小中学校ともにいじめ認知件数の少ない学校が減ってきているなど、研修等の効果は感じられています。来年度は、児童・生徒による「いじめ防止動画プロジェクト」を実施予定で、子どもたちにもよりいじめに対する理解を深めていただき、いじめの未然防止の強化に努めていきたいと考えております。

○谷元教育長 近藤委員。

○近藤委員 それでは最後、感想と意見でございます。

いじめの取り組みでの小中学校への毎月のいじめ状況調査の報告を求めている、それらのチェックからの危険予知を学校との情報共有、または管理職や生徒指導主事、あるいは生徒指導担当者へのいじめ対応研修、学校ごとの校内研修と、非常に細やかな取り組みの結果によって、例えば小学校におけるいじめ認知件数が昨年の3倍というところの教員の気づき、いわゆる感性

が上がっての認知件数のさらなる増が研修の効果の結果であるとの感想を伺い、非常に安心いたしました。今後とも地道な積み上げ作業となりますが、早期認知、早期解決をもって児童・生徒の安全・安心な学校環境が担保できますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○谷元教育長 他にご意見・ご質問等ございませんか。

本件に対する御意見・ご質問はこの程度にとどめます。

続きまして案件4、「枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案）について」説明をお願いします。交久瀬放課後子ども課長。

○交久瀬放課後子ども課長 「枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案）について」ご説明いたします。

ページ番号 62 をお開きください。「1. 政策の背景・目的及び効果」でございますが、前回の教育子育て委員協議会でご報告させていただいた「（仮称）枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（素案）」について、令和6年12月に児童の放課後対策審議会より、「枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案）」として答申を受けました。このたび、放課後行動計画（案）についてパブリックコメントを実施しましたので、その内容と、いただいた意見を踏まえた放課後行動計画（案）についてご報告するものです。

63 ページをお開きください。「2. 内容（1）パブリックコメント」についてですが、①意見募集期間、②意見募集方法は、記載のとおりでございます。③意見提出者数は、4人でした。④意見の要旨と市の考え方と（2）放課後行動計画（案）への意見の反映についてでございますが、後ほど資料1と2でお示しし、パブリックコメントの意見に係る計画へ反映した案を資料3と資料4として70ページ以降に添付しています。

65 ページをお開きください。「資料1、パブリックコメントの意見及び市の考え方」ですが、今回のパブリックコメントにていただいた意見の要旨と、意見に対する市の考え方を取りまとめたものです。意見に対する市の考え方としましては、これまでから市が取り組んできたものや、計画に考え方を記載しているものは、その旨をお示しするとともに、意見の中で計画の表記等の修正を要するものや、総合型放課後事業の充実に資する意見については、計画へ反映することをお示ししています。具体的には、いただいた12件の意見のうち、2、3、4の3件について、計画へ反映するものです。意見の反映内容でございますが、69ページの「資料2、パブリックコメントの意見に係る放課後行動計画への反映等一覧」をご覧ください。（1）パブリックコメントの意見に係る本計画への反映ですが、1つ目は、計画案5ページの「総合型放課後事業の現状」のイメージ図が分かりにくいとのご意見を受け、総合型放課後事業の実施日や対象者が分かるよう図の修正をしました。

2つ目は、計画案25ページ、ご覧いただいております資料では103ページになりますが、「7、アンケート調査等から見えてきたこと（7）②児童の意見聴取のまとめ」に記載の「子ども会議」についての説明を求めるご意見を受け、「子ども会議」についての説明を追記し、分かりやすい表記に修正しました。

3つ目は、「9、放課後児童対策の考え方と方向性」について、児童のアンケート結果での遊

び道具が少ないなどの意見に対する方向性を示すことを求めるご意見を受け、子どもたちにとってよりよい居場所となるよう遊具やおもちゃ、本などの「設備、備品の充実」について追記しました。

また、その他の修正として、「子ども」表記の修正や計画とSDGsとの関係の追記を行いました。

恐れ入りますが、64 ページをお開きください。「3. 実施時期等」でございますが、2月に計画案について、教育子育て委員協議会に報告、3月に教育委員会定例会に提出をさせていただく予定です。「4. 総合計画等における根拠・位置づけ」、「5. 関係法令・条例等」については、記載のとおりです。

説明は以上でございます。

○谷元教育長 この件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

ご質問等がないようですので、本件については説明の聴取程度にとどめます。

続きまして案件5、「叙勲について」説明をお願いします。高山教職員課長。

○高山教職員課長 案件5「叙勲について」ご説明いたします。協議会資料119ページをご覧ください。1. 概要ですが、枚方市立中学校の元校長について、その功勞に対し叙勲が行われましたので、報告するものでございます。

「2. 内容」ですが、高齢者叙勲といたしまして、瑞宝双光章を元枚方市立長尾中学校長、竹歳格先生が受章されました。

「3. その他」といたしまして、ご自宅にて伝達済みです。

以上、甚だ簡単ではございますが、案件5「叙勲について」の説明とさせていただきます。

○谷元教育長 この件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

ご質問等がないようですので、本件については説明の聴取程度にとどめます。

続きまして案件6、「中学校部活動地域展開に係る令和7年度の試行実施について」説明をお願いします。吉川教育指導課長。

○吉川教育指導課長 「中学校部活動地域展開に係る令和7年度の試行実施について」ご説明させていただきます。

協議会資料の120ページをご覧ください。「1. 政策等の背景・目的及び効果について」説明します。本市における中学校部活動の在り方については、スポーツ庁及び文化庁において策定されたガイドラインを踏まえて、本市に添った「ひらかたモデル」としての部活動の方針の改訂に向けて、懇話会や庁内委員会において協議・検討を進めています。また、令和6年12月には実行会議中間取りまとめ（案）が文部科学省に提出され、今後の方針の（案）が示されたところです。本市におきましては、9月より試行実施を行い、課題の検証を行っているところです。生徒・教職員対象のアンケートの結果や試行実施の検証などを基に、令和7年度の試行実施（案）をお示しし、今回ご提示する内容を持ちまして、ひらかたモデル策定の中間報告とさせていただきます。

121 ページをご覧ください。「2. 内容」についてですが、（1）令和6年度施行実施等については、7・8月には先進市に視察に行き、また、記載の4つの類型で試行実施等を行いました。

令和7年度は、本年度実施の③-1のレア型については、一定、検証結果を積み重ねることができましたので、これを除き、④の「市認定型クラブ」という新しい型について検討予定とし、(2)の案のように試行実施を行います。また、これまで行ってきた懇話会を引き続き行います。詳細については、125ページの資料1を基に説明させていただきます。

125ページをご覧ください。「2. 令和6年度試行実施等」についてです。昨年9月より、4つの類型で試行実施等を行い、課題の検証を行っています。現時点でのそれぞれの類型と満足度を「3. 試行実施についてのアンケート」に掲載しております。①統括団体によるクラブ運営型では、委託先の業者から招提北中学校に指導者を派遣し、土日いずれか1日3クラブで実施しています。生徒の満足度は87%、保護者は「分からない」という回答を除くと90%以上の高い数値を示しています。「インターハイ経験のあるコーチに教えてもらい、勉強になる。また、褒めて指導してくれてモチベーションも上がるし、練習の仕方、練習方法も考えられており、非常に上手」など多くの肯定的な意見がありました。②「学校部活動・地域部活動組合せ型」は、第一中学校に平日を含め、部活動指導員を派遣しております。生徒の満足度は82%に上り、付きっきりで教えてくれるし、練習もしっかりしているなどの理由がありました。この型については、本来5校で実施予定でしたが、年度途中ということもあり、指導員を集めることができず、1校のみの実施となりました。③-1自由体験型 地域部活動（レア型）では、教育文化センターにて土曜日にダンスを行っており、希望者は多くないものの、生徒・保護者ともに満足度は100%でした。この類型では、7回で3,800円という受益者負担としましたが、おおむね適切であるとの結果でした。③-2自由体験型 地域部活動（体験型）では、令和6年度に市内3大学と地域クラブ活動についての覚書を結び、今後も継続して連携する体制が整ったところです。アンケート結果の詳細については、128ページからの「参考資料1」に掲載しております。「4. 生徒・教職員アンケート結果について」は、10月に行った中学生・中学校教職員対象のアンケート結果の一部を抜粋し、記載しております。現在、中学校の部活動は97%が週3回以上の活動を行っていますが、生徒は吹奏楽部を除く文化部を中心に週2回、週1回でもよいと答えている生徒もいます。また、生徒対象の参加したいクラブ活動については、「やりたい種目が選択できる」が76.8%と最も多く、子どもたちが持続可能で多様な体験機会を確保することが必要と考えております。教職員アンケートでは、平日の部活動の指導時間は30分以上1時間未満が39%、加えて部活動事務にかかっている時間は15分以上30分未満が30%と最も多い割合でした。また、地域クラブとなったとき、休日に他の団体から派遣される形で兼職兼業としてクラブ活動に関わってもよいという回答は38%ありました。アンケート結果の詳細については、141ページからの「参考資料2」に掲載しております。

126ページをご覧ください。令和6年度の検証と成果・課題、令和7年度の検証について掲載しております。今年度の検証を踏まえまして、来年度は、AからGについて試行実施の中でさらに検証を行う予定です。

127ページをご覧ください。「5. 令和7年度試行実施（案）等について」です。赤色の点線で囲んだところが、令和7年度に特に重点的に検証する項目となっております。①統括団体によるクラブ運営型、②学校部活動・地域部活動 組合せ型については、4月からスタートすること

としています。①統括団体によるクラブ運営型については、今年度の検証結果を踏まえ、将来、複数の学校の生徒が1つの拠点校でクラブ活動をするということも見据えて、令和7年度には、ほかの学校の生徒も該当校での土・日曜日のクラブ活動に参加可能とする拠点校方式を取り入れる予定としております。

②学校部活動・地域部活動 組合せ型については、今年度は年度途中の雇用ということもあり、1名の雇用にとどまりましたが、令和7年度は、今年度の2月から人材バンクの構築に取り組み、4月に5人の配置をめざします。

③一2自由体験型 地域部活動（体験型）は、今年度参加者が多くなかったことを踏まえ、大学とさらに連携し、実施予定です。

④市認定クラブ型については、この後、先進市の事例をご提示しますが、市として一定の基準の下、地域クラブを子どもたちの受け皿として認定するというものです。令和7年度は、認定基準等の検討を行うことを予定しています。認定クラブへの参加費については、受益者負担となるので、慎重に協議していきたいと考えていきたいと思っております。

「6. 市認定クラブについて」は、視察した2市と神戸市について事例を掲載しています。静岡県掛川市は、地域クラブサポートセンターを令和6年4月に設立し、公認地域クラブの拡大を推進しています。認定要件をつくり、これを満たしたクラブを教育委員会が独自に公認・連携しています。費用は全て各家庭に負担いただく予定とのことです。

兵庫県川西市は、子どもたちに専門的で多様な活動を提供すべく、地域クラブを募集しています。要件を満たし、認可されれば、中学校と調整した後、中学校施設を利用できることとしており、学校でのチラシの配布なども支援します。

神戸市は、幅広い団体が主役となり、中学校の施設を活用し、子どもたちに活動の場を提供するとしています。活動団体は登録制とし、教育委員会が公募し、審査を行った上で登録し、最低限の費用は各家庭に負担いただく予定とのことです。認定クラブについては、153ページの「参考資料3」に掲載しております。

「ひらかたモデル」の内容については、「7. ひらかたモデルの項目（案）について」に記載していますが、策定につきましては、「8. 今後のスケジュール」のように、令和7年度も試行実施を行い、議員の皆様や庁内委員会での意見を踏まえ、さらなる課題を検証し、進めてまいります。

恐れ入りますが、122ページにお戻りください。「3. 総合計画等における根拠・位置づけ」、「4. 関係法令・条例等」については、記載のとおりです。

123ページの「5. 事業費・財源及びコスト」では、委託費と部活動指導員の報酬にかかる費用の約3分の2程度を上限として補助金を活用します。

124ページの「6. 資料」については、後ほどご覧ください。

この案件についてのご説明は、以上となります。

○谷元教育長 この件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

近藤委員。

○近藤委員 質問をさせていただきます。部活動の地域移行ということでは、令和6年12月に文

部科学省から出されました「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間取りまとめが文部科学省に提出されたと聞いております。この中間取りまとめでは、部活動改革の趣旨を的確にするために「地域移行」という名称を「地域展開」とすることや、地域クラブ活動におきましても、学校部活動が今まで担ってきました教育的意義を継承、発展させるとともに、地域ならではの新たな価値を創造すること、また、令和5年度から7年度の改革推進期間の次の改革期間としては、改革実行期間として、前期におきましては、令和8年度から10年の3年間、後期につきましては、11年度から13年度までの計6年間とすることなどが示されているようですが、国ではこのような方針とのことですが、枚方市での今後の予定はどのようなものなのかお伺いしたいと思います。

○谷元教育長 吉川教育指導課長。

○吉川教育指導課長 本市では、令和5年度に大学と連携してのクラブ活動を、令和6年度は業者委託による1校で3クラブの活動と、学校外でのダンスクラブの実施、また、1校への部活動指導員の派遣と、引き続き大学連携のクラブ活動を行いました。4つの型の試行実施をすることで、有効な実証をすることができ、課題も見つかりました。今後の予定につきましては、来年度も課題を検証するために試行実施を行ってまいります。本格実施については、国の方針も見据えながら、他市の取り組み状況や本市の財政状況に鑑み、市民の皆様の理解を得ながら慎重に進めていきたいと考えております。

○谷元教育長 近藤委員。

○近藤委員 今後の予定については、よく分かりました。本市の来年度の検討課題として、市認定クラブというものがあります。神戸市が先日、令和8年8月には中学校部活動をなくして地域移行をすると発表したところですが、この形での考えられるメリットや課題についてお教えてください。

○谷元教育長 吉川教育指導課長。

○吉川教育指導課長 市認定クラブ型に関しましては、静岡県掛川市、兵庫県川西市、長崎県長崎市、神戸市などで先進的な取り組みとして行われています。各市ともに、市としての認定基準を作成して、それを満たした地域クラブに関しては、中学校施設の優先利用や生徒への周知の支援などを行っています。この制度のメリットは、地域にある人材や団体を発掘することができ、学校部活動の代わりの受皿が多くできると予想されることです。川西市では既に60ほどの団体が登録されているそうです。本市でも、今後受皿になりそうな団体等を調査してまいります。

また、課題としましては、認定要件の整備や認定クラブの体制、受益者負担への理解、クラブの管理の問題などが挙げられます。他市事例を見ても、認定クラブは独立採算制となっており、クラブ運営のためには、保護者負担を求めることが考えられます。今年度の試行実施でも調査をしているところではありますが、今後さらなるご理解とご協力を求めていく必要があると考えます。また、クラブの管理については、本市で受け皿をつくっていく場合、100以上のクラブが必要であると考えられます。そうなったときに先進市は、管理を企業や団体に委託する予定のところも出てきており、本市でも検討が必要となってくると考えられます。このように様々なメリットや課題のある制度ではありますが、課題を検証しつつ、本市に合った方法を検討していきたい

と考えています。

○谷元教育長 近藤委員。

○近藤委員 意見を述べさせていただきます。先行都市の事例における、市認定クラブ型の課題についてはよく分かりました。当初から人材と財源の確保という課題は言われておりましたが、中学校生活における部活動での教育的意義は文化・芸術・スポーツを経験する機会を持続可能な運営手法のさらなる検討を進めていくことが非常に重要というように考えます。来年度の試行実施での課題検証を何とぞよろしくお願いします。また、受益者負担の保護者への理解の醸成と、かたや、就学援助制度のご家庭においてのセーフティーネット等の検討も重ねてよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○谷元教育長 ほかにご意見・ご質問等はございませんか。

本件に対するご意見・ご質問はこの程度にとどめます。

それでは、本日の協議会の案件は以上となりますので、協議会を終了します。